号）第十四条の規定により適用される土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下単に「土地収用法」という。）第四十四条第一項の規定により、同法第三十九条第一項の裁決の申請があり、同収用委員会から裁決の申請があった旨の通知を受けたので、土地収用法第四十五条第二項の規定に基づき公告する。

一　使用しようとする土地に係る土地の所在、地番及び地目

所在	地番	地目
沖縄県宜野湾市字喜友名下原	一三五二番一	宅地
沖縄県中頭郡北中城村字比嘉西原	七二九番一	山林

二　裁決手続開始の登記とその効果

公告期間を経過した後は、土地収用法第四十五条の二の規定により裁決手続開始の決定及び裁決手続開始の登記があり、登記があった後は、同法第四十五条の三の規定による処分制限がある。

三　公告期間

平成二十三年十月二十五日から平成二十三年十一月八日まで

平成二十三年十月二十五日

防衛大臣　一川　保夫

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

東北地方整備局長　徳山日出男

道路の種類	路線名	区間
一般国道	６号	いわき市小名浜住吉字搦65番４から同市小名浜住吉字搦67番５までの下り線
		いわき市小名浜住吉字搦67番５から同市小名浜住吉字搦57番１までの上下線
		いわき市小名浜住吉字搦57番１から同市小名浜住吉字搦57番１までの下り線

産　業

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男

記

確認された日本工業規格

トンネル工事機械―安全―第１部：シールド及び推進機の要求事項	A8202―１
トンネル工事機械―安全―第２部：自由断面トンネル掘削機の要求事項	A8202―２
道路工事機械―安全―第１部：一般要求事項	A8508―１
道路工事機械―安全―第４部：締固め機械の要求事項	A8508―４
基礎工事機械―安全―第１部：くい打機の要求事項	A8509―１
コンクリート及びモルタルの圧送ポンプ，吹付機及びブーム装置―安全要求事項	A8612
圧力容器の構造―特定規格	B8266
ベルトスリング	B8818
クレーン―逸走防止装置―第４部：ジブクレーン	B8828―４
クレーン―ワイヤロープ―取扱い，保守，取付け，検査及び廃棄	B8836
機械類の安全性―ガードと共同するインタロック装置―設計及び選択のための原則	B9710
機械類の安全性―両手操作制御装置―機能的側面及び設計原則	B9712
機械類の安全性―予期しない起動の防止	B9714
機械類の安全性―人体部位の接近速度に基づく保護設備の位置決め	B9715
機械類の安全性―ガード―固定式及び可動式ガードの設計及び製作のための一般要求事項	B9716
血液及び体液の接触に対する防護服―防護服材料の血液及び体液に対する耐浸透性の求め方―人工血液を用いる試験方法	T8060
防振手袋	T8114
防護服―ハンドナイフによる切創及び突刺し傷を防護するための手袋及びアームガード―第２部：鎖かたびら以外の材料からなる手袋及びアームガード	T8121―２
生物学的危険物質に対する防護服―種類及び試験方法	T8122
粒状研磨材を用いるブラスト処理作業用防護服	T8123
レーザ保護フィルタ及びレーザ保護めがね	T8143
送気マスク	T8153
防音保護具	T8161
検知管式硫化水素測定器（測長形）	T8204
硫化水素計	T8205

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成23年10月25日に下記の日本工業規格を確認したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

経済産業大臣　枝野　幸男
国土交通大臣　前田　武志

記

確認された日本工業規格

地理情報―適合性及び試験	X7105
地理情報―空間スキーマ	X7107
地理情報―地理識別子による空間参照	X7112
地理情報―メタデータ	X7115
地理情報メタデータのためのＪＩＳＸ0806応用プロファイル	X7198

労　働

最低賃金の改正決定に関する公示

大阪労働局最低賃金公示第６号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、大阪府自動車小売業最低賃金（平成20年大阪労働局最低賃金公示第７号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

大阪労働局長　西岸　正人

第４号中「１時間818円」を「１時間822円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年11月30日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第４号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県鉄鋼業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第６号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間849円」を「１時間852円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

兵庫労働局最低賃金公示第５号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第２項の規定に基づき、兵庫県各種商品小売業最低賃金（平成20年兵庫労働局最低賃金公示第８号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第１項の規定により公示する。

平成 23 年 10 月 25 日

兵庫労働局長　白川　欽也

第４号中「１時間766円」を「１時間771円」に改める。

附　則

この決定は、平成23年12月１日から効力を生ずる。

資　料

―閣議決定等事項―

（内閣官房）

十月二十一日（金）

○一般案件（抜粋）

一、国家戦略会議の開催について（決定）（内閣官房）

一、海外経済協力会議等の廃止等について（決定）（内閣官房）

一、「円高への総合的対応策」について（決定）（内閣府本府）

一、平成二十三年度一般会計補正予算（第三号）等について（決定）（財務省）